表の（項）保育所運営費の補助金等の名称の欄を次のように改める。

（項）児童虐待等防止対策費	
（目）児童保護費負担金（市町村（特別区を含む。児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第五項又は第六項に係る事務以外のものであるときは、指定都市及び中核市を除く。）に係るものに限る。）	
（目）児童保護医療費負担金（市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）	
（項）母子保健衛生対策費	
（目）結核児童日用品費等負担金	
（目細）未熟児移送費（市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）に係るものに限る。）	
（目）小児慢性特定疾病医療費等負担金	
（目細）未熟児養育費負担金（市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）に係るものに限る。）	
表の（項）児童虐待等防止対策費（目）児童福祉事業対策費等補助金（市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）の項の前に次のように加える。	
（項）保育対策費	
（目）保育所等整備交付金	
道府県	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による指示に係る通知 五　法第十二条の規定による状況報告の受理 六　法第十四条の規定による実績報告の受理 七　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知 八　法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理 九　法第二十三条第一項の規定による立入検査等
東京都	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知 四　法第十二条の規定による状況報告の受理 五　法第十四条の規定による実績報告の受理

	六　法第十五条の規定による補助金等の額の確定に係る通知 七　法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理
（目）保育対策事業費補助金（ベビーシッター派遣事業費補助金を除く。）（市町村（特別区を含む。）に係るものに限る。）	
道府県	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知 五　法第八条の規定による決定の通知 六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 七　法第十二条の規定による状況報告の受理 八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知 十　法第十四条の規定による実績報告の受理 十一　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知 十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知 十三　法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理 十四　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十五　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知 十六　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知 十七　法第二十三条第一項の規定による立入検査等